

令和6年6月28日

第13回総会議事録

長岡市農業委員会

第 13 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 14 号 農地法の許可の取消し申請について
議案第 15 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 16 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 17 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 18 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 19 号 農地法第 18 条の許可申請について
議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 4 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (21 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (3 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主任 山際 賢也、主事 土田 まりあ、
主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 59 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)
これより第 13 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま
す。

山田事務局長 欠席届が議席番号 1 番、佐藤佑美委員、14 番、駒野亜由美委員、16 番、
千野俊輔委員から提出されております。出席委員は 24 名中 21 名であり、

長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号2番、土田米藏委員、3番、葺澤哲也委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第14号 農地法の許可の取消し申請について
議長 日程第2、これより審議に入ります。
議案第14号 農地法の許可の取消し申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の3ページをご覧ください。
令和5年9月29日に農地法第3条の規定による許可を受けた案件ですが、権利種別の所有権移転、贈与に錯誤があったとの理由で許可の取消し申請があったため、取り消すものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第14号 農地法の許可の取消し申請についてを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第15号 農地法第3条の許可申請について
議長 議案第15号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の5から7ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は15件でございます。

1番から7番は売買による所有権移転、8番から14番は贈与による所有権移転、15番は賃借権を設定するものであります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第15号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第16号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第16号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域3件でございます。

1番から3番の神谷の田については同一案件ですので、まとめて説明いたします。

1番については、砂利採取場の運搬路として、2、3番については砂利採取のための運搬路及び施設用地として、一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび、令和7年10月17日まで期間を延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第17号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第17号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域3件、栃尾地域2件の計5件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において6月20日までに現地確認を実施しております。

1番、小曾根町の田について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小曾根町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、滝之口の畑について、農業用倉庫兼農業用車庫建築敷地として利用するものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、上条町の田について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可で

きるものであります。

4番、栖吉町の畑について、庭敷地の拡張をするものです。工期は、令和6年7月1日から令和6年7月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、栃尾泉の畑について、参拝者等来客用駐車場用地として利用するものです。工期は、令和6年7月15日から令和6年8月15日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の6番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第17号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第18号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第18号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の13から15ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、三島地域3件、長岡地域4件、栃尾地域1件、寺泊地域1件、中之島1件の計10件でございます。

1番から3番の宮沢の畑については類似案件ですので、まとめて説明いたします。

1、2番は、通路及び庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。3番は、通路用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。経過説明については、1番を議案資料28ページに、2番を29ページに、3番を30ページにそれぞれ掲載しております。申請地は、宮沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、新組町の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年8月1日から令和6年11月30日までの計画です。申請地は、新組町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、稲葉町の田について、車両、資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年10月30日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内にいなばこども園と八幡産婦人科医院があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

6番、栃尾泉の畑について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の5番と関連しておりますが、参拝者等来客用駐車場用地として利用するため、売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年7月15日から令和6年8月15日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

7番、千代栄町の畑について、分家住宅及びカーポート建築敷地として利用するため、贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和6年8月1日から令和6年11月30日までの計画です。申請地は、10ヘク

タール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、寺泊年友の田について、農作業場建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和6年7月8日から令和6年12月27日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

9番、上条町の田について、貸家建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料31ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に豊田小学校と旭岡中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

10番、大口の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和6年8月10日から令和6年12月25日までの計画です。申請地は、大口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第18号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第19号 農地法第18条の許可申請について
議長 議案第19号 農地法第18条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。
議案書の17ページをご覧ください。
本議案の案件は、農地法第18条第6項の届出による合意解約ができないとして、賃貸人から農地法第18条第1項の規定による解約の許可申請があったものです。

当該案件は、賃借人が死亡しており、その相続人が相続放棄をしていることから合意解約ができないことが明らかであり、農地法第18条第2項の「その他正当の事由がある場合」と認められるため、許可することが適当であると考えます。

なお、この許可申請については、本総会での議決後、農地法第18条第3項の規定により7月16日開催の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問し、異議なしの答申があった後に解約することとなります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(質疑応答)

議長 よろしいですか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第19号 農地法第18条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
- 議長 議案第20号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 中村係長 ご説明申し上げます。
議案書の20ページの内訳表をご覧ください。
初めに、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。
まず、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは79件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が74件、使用貸借権設定が5件となっています。
続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは56件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が51件、使用貸借権設定が5件となっています。
なお、詳細内容については、議案書の23ページから45ページにて確認をお願いします。
以上、計135件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第20号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 議案第21号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第21号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の48ページから50ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは14件の申出があり、内容については、賃借権の移転が10件、使用貸借権の移転が4件となっています。これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第21号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第4号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第4号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について6件を52、53ページに、5条の届出について13件を54から57ページに、18条合意解約について1件を58ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を59ページに、利用権の解約について12件を60、61ページに、中間管理権の解約について10件を62、63ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第13回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時28分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年6月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美																		
3	出	菲澤哲也	15	出	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>人</td> <td>土田米藏</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>菲澤哲也</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	21	人	議事録署名委員		欠席委員	人	3	人	土田米藏	委員		計	24	人	菲澤哲也	委員
出席委員	人	21	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	3	人	土田米藏	委員																		
	計	24	人	菲澤哲也	委員																		